

凍結抑制剤散布車（3t級、乾式、4×4、2.5m3）計1台 仕様書

[付加仕様]

スタッドレスタイヤ、冬用ワイパーブレード、床マット、熱線サイドミラー

納入場所 稲川除雪機車庫(湯沢市川連町字上平城120番地)

令和7年度

湯沢市

仕様書

概要

この仕様書は、凍結抑制剤散布車（3t級、乾式、4×4、2.5m³）に適用するもので、納入する車両は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

なお、納入する車両は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない事項については湯沢市（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

1 性能 (JCMAS T008 性能試験)

(1) 敷布幅	最小 3.0m 以下 ~ 最大 7.0m 以上 (切換5段階以上)
(2) 敷布量	最小 15g/m² 以下 ~ 最大 50g/m² 以上 (切換5段階以上)
(3) 作業速度	最小 5km/h 以下 ~ 最大 40km/h 以上
(4) ホッパ容量	2.5 m³ 以上
(5) 敷布剤積載量	塩 3,000 kg 以上
(6) 運転室内騒音レベル	

「騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月改訂）」（厚生労働省令和5年4月20日、基発0420第2号）第I管理区分に準ずる。（測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による）

2 主要諸元

(1) 全長	7,000 mm 以下
(2) 全幅	2,500 mm 以下
(3) 全高（黄色灯火上端まで）	3,400 mm 以下
(4) 車両総質量	11,000 kg 以下

なお、「7 付属装置及び付属品 7-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

(5) 最小回転半径（最外側車輪中心）	7.0 m 以下
(6) 乗車定員	2 人 以上

3 車体

(1) 機関	形 式	水冷、ディーゼル機関
	最高出力	140 kW 以上
(2) 動力伝達装置	主変速機	前進5段、後進1段 以上
(3) 駆動方式		

	形 式	総輪駆動式
(4) タイヤ	形 式	スタッドレスタイヤ
(5) かじ取装置		
	形 式	倍力装置付
(6) 運転室		
	構 造	全鋼製密閉形
	窓	(前) 冬用ワイパープレード付
	ハンドル位置	右ハンドル

4 作業装置

(1) 形 式	散布量車速同調制御式
(2) 散布対象薬剤種別	塩（原塩、粉碎塩）
	ただし塩化カルシウム積載時も散布量車速同調制御が行えること
(3) ホッパ	鋼板溶接構造
ホッパカバー又は蓋	手動開閉式
(4) 確認装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホッパ残量確認窓（ホッパ前方のみ） ・ 吐出又は散布確認装置

5 計器類

(1) 燃料計	1式
(2) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
(3) 水温計	1式
(4) 充電警告灯	1式
(5) 空気圧計又は警告灯	1式
(6) 運行記録計（120km/h、7日計）	1式
(7) 機関回転計（運行記録計組込型も可）	1式
(8) その他標準計器類	1式

6 照明装置類

(1) 前部霧灯	2灯
(2) 黄色灯火（散光式）	前 全幅 500mm 以上 後 全幅 500mm 以上
(3) その他標準照明装置類	1式

7 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1式
(2) エアコン	1式
(3) 標識板（300×570mm以上、車体後部取付）	1式
(4) 散布剤飛散防止用カバー	1式
(5) 热線サイドミラー	各1式
(6) 床マット	1式
(7) その他標準装備品	1式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1式
(2) 取扱説明書	1部
(3) 部品表	1部
(4) 履歴簿	1部
(5) その他標準付属品	1式

8 塗 装

納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない。

(1) 散布装置（内外面塗装）

ポリウレタン樹脂系塗料 又は
シングプライマ、エキポシ樹脂プライマ（最終膜厚 105μ以上）

(2) シャシ塗装

エポキシ樹脂塗料（最終膜厚 100μ以上）

(3) 運転室表面

ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚 90μ以上）

(4) 運転室底面

エポキシ樹脂塗料（最終膜厚 100μ以上）

9 検 査

完了検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合

には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入する車両は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

11-5 物品の納入等について

イ) 受注者は、納入する車両を発注者の指定する場所に納車しなければならない。

ロ) 入札金額には、輸送費を含むものとする。

ハ) 受注者は、輸送費以外の納車に要する一切の費用を負担する。

11-6 発注者が負担する費用

自賠責保険料、自動車リサイクル料金及び重量税は、発注者が別途支払うものとする。